

家畜人工授精所の開設について

家畜人工授精所を開設するには、家畜人工授精所開設許可証が必要となります。開設許可を申請する場合は、管轄の家畜保健衛生所に必要書類を添えて申請してください。

【必要書類】

- 家畜人工授精所開設許可申請書
- 家畜人工授精師又は獣医師の免許(原本であることを家畜保健衛生所で確認します)
- 家畜人工授精所とする建物の平面図・配置図
- 付近の見取図
- 申請手数料 (鹿児島県収入証紙)6,400 円

●申請者(開設者)が個人の場合

- 住民票の写し又は住民票記載事項証明書(6か月以内に発行されたもの)
- 家畜改良増殖法第 25 条第1項第2号又は第2項第2号若しくは第3号に該当するかどうかの別を記載した書類(誓約書:個人用)
- 家畜改良増殖法第 25 条第2項第2号に該当する場合にあっては、その確定判決謄本

●申請者(開設者)が法人の場合

- 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 役員全員の氏名及び住所を記載した書類
- 役員又は使用人が家畜改良増殖法第 25 条第1項第3号又は第2項第4号に該当するかどうかの別を記載した書類(誓約書:法人用)
- 家畜改良増殖法第 25 条第2項第4号に該当する場合にあっては、その確定判決謄本

【注意事項】

- ・ 免許証の写しは、管理者となる全員分の免許証の写しが必要です。
- ・ 家畜人工授精用精液等の保存のみを業務とする家畜人工授精所開設の場合には、建物の配置図・平面図に窒素ボンベを保管する場所と施錠箇所が判るように記載し、保管する場所と施錠箇所についての写真の添付をお願いします。
- ・ 付近の見取図とは、家畜人工授精所とする建物周辺の地図等です。
最寄りの幹線道路や交通機関等が判るよう記載してください。

不明な点等ございましたら、管轄する家畜保健衛生所にお問い合わせください。